

令和 8 年度沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会における モニタリングの検証結果について

(令和 7 年度実績分)

1. 施設名	沖縄県公文書館
2. 開催日時	令和 8 年 8 月 14 日 (金) 14 : 00～16 : 00
3. 開催場所	沖縄県公文書館講堂
4. 出席者	【委員】 4 人中 4 人出席 (会長) 畑 知成 (弁護士) (委員) 新田 恭子 (税理士) (委員) 久保田 秀樹 (建築士／沖縄県建築士会副会長) (委員) 佐久川 志麻 (北谷町公文書館職員) 【施設所管課 (県総務私学課)】 公文書管理審査監、文書法規班長、文書法規班主幹、文書法規班主査 【指定管理者 (公益財団法人沖縄県文化芸術振興会)】 常務理事、公文書管理課長、総務班長、利用普及班主幹
5. 検証内容	(1) モニタリングは適正に行われているか (2) 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか (3) 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか
6. 検証方法	(1) 事務局によるモニタリング実施結果の報告 (2) 委員からの質疑・意見
7. 検証結果	令和 7 年度沖縄県公文書館の指定管理者による管理運営は、概ね適正に行われていると認められる。

8. 主な質疑・意見

(委員)

「3 ページの「小規模修繕 (50 万円以下)」について、これはあらかじめ見積もりを取

り、50 万円以下のものがここに該当するという流れか。また、昨今の物価高騰の影響で修繕費が上昇しているが、50 万円を超えた場合の対応はどうなるのか伺いたい。」

(施設所管課)

「県と指定管理者との基本協定に基づき、50 万円以下の修繕は指定管理者の責任において自ら実施し、50 万円を超えるものについては県が修繕を負担する役割分担となっている。実施時は業者より見積もりを徴収して金額を確認している。もし見積もり時点で 50 万円を超える場合は、県と協議の上、県側の修繕予算で対応、もしくは次年度予算を確保して対応するスキームとしている。」

(委員)

「公文書館だより「Archives」の発行が予算の都合で事業計画に入らなかったとのことだが、紙でなくても発行可能と思われる。広報活動はどのように行っているのか。情報はホームページで公開しているか。」

(指定管理者、施設所管課)

「公文書館だより「Archives」については、光熱水費等の価格高騰の影響を抑え、人件費を圧縮する必要から、令和 5 年度以降は発行を行っていない。代わりに、SNS (主に Facebook) や HP でタイムリーに資料紹介や情報発信を行うなど、可能な限り認知向上と利用促進の工夫に努めている。」

(委員)

「前回の委員会でも SNS での情報発信を Facebook 以外 (X など) に広げる計画について議論があった。これまでの具体的な取組や進捗はどうか。」

(指定管理者)

「X (旧 Twitter) 等は文字数制限等があり短文の頻繁な発信に向いているが、当館の資料紹介のように専門的で分量がある解説情報の発信には Facebook が適していると考え、現状は適切かつ継続的な Facebook 運用を最優先に位置づけている。ただし、若年層への情報発信は依然として課題であるため、今年度下半期に実施を予定する所蔵資料展示「記録が語る沖縄展」では、中高生をメインターゲットに据えた内容とし、若年層への公文書の重要性や公文書館の役割の周知を図ることとしている。こうした若年層の情報取得の実態や公文書館に対する期待を把握したうえで、今後の SNS 活用や試行の方向性を検討していきたいと考えている。」

(委員)

「今の若い世代は Facebook をほぼ利用しておらず、拡散力が圧倒的に強いのは Instagram や X である。今後イベント等に若い人々を動員・告知する際は、SNS の特色を踏まえた使い分けや情報発信の工夫を行うことで、企画のプロモーションが向上するものと考えてる。」

(委員)

「7 ページの「デジタルアーカイブ整備」のところで、今年度は公文書等の整理事業を

最優先させるため、デジタルアーカイブ整備業務は実施せず、蔵書点検等に注力したとある。デジタルアーカイブ業務を止めてまで実施せざるを得なかった背景について教えてほしい。」

(指定管理者)

「令和8年4月より「沖縄県公文書等の管理に関する条例（公文書管理条例）」が全面施行されることに伴い、円滑な利用に対応するため、主に県文書を保管する書庫を対象として、文書の蔵書点検を行った。」

(委員)

「閲覧満足度は高い一方で、利用者数が増加しているにもかかわらずアンケートの回収数が若干落ちている。回収率の向上に向けた具体的なアプローチやアイデアはあるか。また、閲覧室等への入室者数はどのようにカウントしているか。」

(指定管理者)

「閲覧室では閲覧申請する利用者にお声がけをして回答を促している。展示室では無人であるため呼びかけの案内板を配置し、アンケートに答えていただいた方には館オリジナルのクリアファイルを贈呈する取組を行っているが、現在開催中の「お金」展ではアンケート回収数は206件、回収率5.4%となっている。今後回収率を上げる方策を模索したい。なお、展示室の来館者数については入口に設置した赤外線センサーにて自動計測を行っている。」

(委員)

「アンケートは自発的な協力に頼る部分が多いが、実際に回答しやすい環境やちょっとした誘導の工夫を仕掛けなければ、利用者は書かずに素通りしてしまう。より多くの県民の生の声を反映し、今後の施設運営のサービス改善に役立てるためにも、更なる回答誘導の仕組みづくりに挑戦してほしい。」

(指定管理者)

「アンケートに答えていただける仕組み、お声がけや動線の工夫等については、閲覧室の職員とも協議を重ね、回収率向上に努めていきたい。」

(委員)

「11ページ中段の修繕費の増加について、修繕費が前年度に比べて増えているが、50万円以下の小規模修繕が積み重ねてこの金額になったという理解でよいのか。また、指定管理者において、将来の大規模修繕積立のような仕組みがあるのか。」

(指定管理者、施設所管課)

「委員のご指摘のとおり。年間で発生した小規模修繕の積み重ねで合計金額が約958万円となっている。また、大規模修繕の対応については、指定管理者で積み立てているのではなく、県全体で公共施設長寿命化計画が策定されており、全庁的に公共施設の改修・維持管理予算を一括して管理措置する仕組みがあり、それを活用して対応することとしている。」

(委員)

「13 ページを見ると未整理資料の滞留解消が大きな課題となっている。年間 3,000 箱を整理していく目標を立てているが、このまま進めれば解消までには何年程度かかる見通しか。また、公文書管理条例の施行によって指定管理者の役割分担は今後どう変化するのか。」

(指定管理者、施設所管課)

「当館が抱える約 15,300 箱（※整理・排架作業を経た直近の滞留量推計）の未整理文書を、現在の体制のもとで年間 3,000 箱ずつ処理していく場合、現時点で解消までには概ね 6 ～ 7 年程度を要する見込みである。

また、新条例の施行に伴い、大きな役割変化がある。これまでは指定管理者が県から一括して文書を引き受け、公文書館内で「評価選別」から「整理」までを一貫して実施していた。しかし、今後は条例に基づき、県機関が自ら一次選別等を行い、「保存」と決定した文書のみが当館に移管されることになる。そのため、指定管理者としての「評価選別業務」の負担が減り、「整理業務」に人員や労力を注力させることができるようになる。」

9. 会議の公開状況：公開